

第10節 避難対策計画

第1項 計画の主旨

市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や災害時要援護者に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。

第2項 市が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあつ旋できるよう整備を図る。

1 避難場所等の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会）

市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。

また、南海トラフ地震（過去最大クラス）の被害想定に基づき、本市の収容避難所の位置付けを明確化し、役割に応じた収容避難所の整備方針の策定し、収容避難所の機能強化を図る。

なお、避難所の指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（避難誘導標識等設置に関する協定、避難標識設置に関する協定、避難場所広告付電柱看板に関する協定）

※参考 南海トラフ地震（過去最大クラス）発生時における最大避難者数

	発災1日後	発災7日後
避難所における避難者数	揺れや津波等により住居を失った者 12,000人	左記に、断水による生活困窮者を加えた者 19,000人

出典：平成25年度三重県地震被害想定調査結果

(1) 避難場所の種類

ア 緊急避難所

緊急に避難しなければならない場合に、一時的に避難する近くの施設
(地域の自治会等で管理し、緊急時にすぐに開放できる集会所等の施設)

イ 収容避難所(基本法第49条の7に基づく指定避難所)

災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設(官公庁が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設)

ウ 避難地(基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所)

地震や火災などの場合に一時的に避難する公園、広場等

エ 教育関係緊急避難予定場所

児童・生徒の登下校中に地震が発生した場合に避難する施設で、緊急避難所、収容避難所、避難地の中から指定する。

また、児童・生徒と保護者の間で避難先等の情報を共有する。

オ 福祉避難所(旧名称:二次避難所)

収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の方など、特別な配慮が必要な者が避難する施設

カ 津波避難ビル(基本法49条の4に基づく指定緊急避難場所)

津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設

(津波の逃げ遅れ等から身を守るため、地域住民等が一時的又は緊急に避難するための高台又は建築物)

資料編16-5 防災に関する協定一覧(災害時における避難所等としての使用に関する協定, 二次避難所に関する協定, 大規模災害における施設の一時使用に関する協定, 大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定, 津波災害発生時における避難に関する覚書, 津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定)

(2) 収容避難所の位置付け

ア 基幹収容避難所

収容避難所のうち、~~小・中学校全校、中学校6校~~及び市立武道館の~~2741~~施設を基幹収容避難所として位置付ける。

なお、基幹収容避難所のうち、~~11~~12施設(旭が丘小学校・稲生小学校・一ノ宮小学校・箕田小学校・玉垣小学校・天名小学校・郡山小学校・白子中学校・神戸中学校・千代崎中学校・天栄中学校、及び市立武道館)を津波対応収容避難所とし、避難者が多数発生することを想定し、屋内運動場(体育館)等に停電時電源切替装置の整備、ガソリン及びLPガスの使用可能な可搬型非常用発電機等の配備を実施するとともに、非常食料、生活物資、防災資機材の充実を図る。

イ 公民館

公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な災害時要援護者等を収容する避難所として位置付ける。

ウ その他の収容避難所

基幹収容避難所や公民館等が被災したことにより開設が不可能となった場合や、想定を超える多数の避難者が発生した際に開設する施設として位置付ける。

資料編4 避難場所等

(3) 避難場所の留意事項

ア 公園、広場等のような、相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建築物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。

エ 地割れ、崩落等のない土質の土地及び安全性や耐火性のある建築物であること。

オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を越えたときは、更に別の場所へ避難移動できること。

カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

ク 仮設テントの設置に配慮すること。

(4) 収容避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定し選定すること。

また、学校については空き教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 施設の管理者不在時の開設体制を事前に取り決めておくこと。

ウ 高齢者や障がい者等災害時要援護者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。

エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の視線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や災害時要援護者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。

オ 男女のニーズの~~違いを考慮し、双方の~~など多様な視点に立った整備を図ること。

カ ピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。

キ 収容避難所の備蓄物及び防災資機材については、収容避難所の開設頻度や想定避難者数等を考慮の上、基幹収容避難所及び公民館から優先的かつ計画的に整備を図ること。

ク 感染症対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

(5) 津波一時避難場所（津波避難ビル）の留意事項

- ア 津波浸水予測区域内に立地し、頑丈で高さのある施設を把握しておくこと。
- イ 津波浸水予測区域外への避難行動が遅れ、逃げ遅れた人向けに、公共及び民間の施設をあらかじめ指定しておくこと。
- ウ 逃げ遅れた人の多数は、障がい者、足の不自由な傷病人等の災害時要援護者を想定し、その支援体制が整備されるように努めること。
- エ 津波避難ビルにおける外付け階段等の高さ、幅、構造に留意し、あらかじめ、車椅子の規格幅が適するか把握に努めること。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定）

- オ スロープ等がある場合、勾配や総延長から、津波避難ビルに適するか否か検討を図ること、またその場合の対策に努めること。
- カ 津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り、津波警報が解除されるまで移動しないよう、周知を図ること。

2 避難場所等、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）

市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路等を避難路として整備する。

基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。

なお、多くの避難者の発生が予想される津波浸水予測区域に隣接する津波対応収容避難所については、避難所生活の要となる電力を確保するための設備等を整備する。

3 ~~平成30~~令和2年度までに実施した収容避難所（小学校）の整備内容

(1) 飲料水対策

- ア 受水槽の改良（非常時には直接取り出せるよう改良）
- イ 車載式布製水槽の配備（飲料水の輸送に利用する。）

(2) 生活用水対策

- ア 防災井戸の新設（トイレ用水等に使用する。）

資料編3-3 緊急取水拠点等一覧（1）貯水量、（2）防災井戸設置箇所

(3) 災害備蓄室（備蓄倉庫）の設置

空き教室を活用、又は、倉庫の設置（食料・毛布・非常用トイレ等を備蓄）

(4) 停電対策（非常用~~蛍光灯~~照明と発電機、停電時電源切替システム（エレクトロニクス））

を配備)

(5) その他(資材運搬用リヤカー、担架等を配備)

4 津波浸水区域内に所在する小学校における備蓄物資に関する対策(危機管理部、教育委員会)

津波浸水予測区域内にある小学校の備蓄倉庫は、津波等による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するように努める。

5 避難標識等の設置(危機管理部、都市整備部、土木部)

市内主要地点、緊急避難所、収容避難所、大規模避難地の入口等に案内板、表示板を整備し、平常時からの住民意識の向上、災害時の避難誘導を図る。

また、津波浸水予測区域内において、各管理者と協議して道路や施設に津波警戒標高表示板を設置及び維持管理する。

6 避難勧告指示等基準の策定(危機管理部)

地震災害に伴う避難勧告指示等を行うことを想定し、「鈴鹿市避難勧告情報等の判断・伝達マニュアル」を整備し、適宜見直しを行う。

7 避難誘導體制の整備(危機管理部、健康福祉部)

避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。

帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導體制の構築を図る。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

8 避難所運営(危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部)

避難所の円滑な運営を図るため、災害時要援護者等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め~~ておく~~、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。

9 車中避難者に関する対応の検討(危機管理部)

ショッピングセンター駐車場や公共施設等の広場では、車中避難者が発生し、狭い車内での長期避難が原因となり健康状態の悪化が想定されるため、三重県避難所運営マニュアル策定指針を参考に、車中避難者の把握や支援等の方法について検討する。

10 優先開設される避難所に関する周知(危機管理部)

大規模地震災害においては、余震等による建物崩壊等の二次災害を防止することを目的とし、主に基幹収容避難所と公民館等が優先的に市職員や建築士等により建築物の安全点検が実施される。その後、安全確認がとれた施設から開設されるため、優先開設される避難所に関する周知を防災マップや防災研修会を通じて周知する。また、

津波発生時においては、津波浸水予測区域内の収容避難所など、開設されない避難所があることも併せて周知する。

11 指定管理者に対する事前協議（各担当部）

避難所となる施設等の管理を指定管理者に委託している部は、災害発生時に施設が避難所として使用されることを想定し、災害時における連絡方法や施設の開設等について事前に協議する。

12 避難所運営委員会に関する事前周知及び訓練（危機管理部、地域振興部）

地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、運営委員会の必要性について地域づくり協議会等に対して周知を図る他、避難所運営委員会の運営訓練等の実施を支援する。

13 感染症対策（危機管理部）

地域の実情に応じた避難所運営における感染防止対策等を講じるよう努める。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難場所として活用することを検討する。

14 広域避難者の受入れ（危機管理部）

原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。

1315 その他（各担当部）

他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図る。

第3項 市民や地域が実施する対策

地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」や、防災マップ、津波ハザードマップ、液状化危険度マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。

また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。

特に留意すべき内容は次のとおりである。

- (1) 各地域において、地区防災計画を策定することに努める。
- (2) 避難所での円滑な運営を図るため、地域特性に応じ、あらかじめ具体的な避難所運営方法等を記載した避難所運営マニュアルの策定に努める。
- (3) 災害時要援護者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。
- (4) 災害時要援護者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。
- (5) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構

築，交流に努める。

- (6) 災害時要援護者は，災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように，近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し，市へ災害時要援護者台帳登録を行う。
- (7) 災害時要援護者は，あらかじめ，自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置，避難経路を確認し，家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法，集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から，最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 日本語が十分に理解できない外国人等への情報提供方法等について決めておく。
- (10) 各自でマスクや消毒液等を備蓄するなど，感染症予防用品を用意する。

第11節 防災知識の普及計画

第1項 計画の主旨

地震被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自助「自らの身の安全は自らで守る」という自覚をもって地震の揺れや津波から命を守り、共助「地域の中で助け合うこと」が必要であることから、防災意識の高い人づくりを進め、地域の防災力・減災力を高める。

第2項 市が実施する対策

1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、子ども政策部、消防本部）

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。

また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。

（1）方法

- ア 広報紙やホームページ等に対し防災関係記事の掲載
- イ 防災パンフレット・防災マップの配布
- ウ 防災ビデオの上映
- エ 防災講演会（研修会）等の開催
- オ テレビ・コミュニティFM・新聞等の報道機関の利用
- カ 防災ギャラリーの活用（市役所本館1階ロビー）
- キ 防災コーナーの活用（鈴鹿市河川防災センター等）
- ク SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

（2）内容

- ア 南海トラフ地震等に関する基礎知識
- イ 出火の防止及び初期消火に関する知識
- ウ 津波浸水予測区域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- エ 避難~~勧告~~指示等の市が発信する情報の入手方法と取るべき行動
- オ 防災関係機関の防災対策概要
- カ 近隣の人々と協力して行う防災活動（共助）
- キ 避難方法、避難場所、避難生活に関する知識
- ク 平常時における備えと心構え

- ケ 家具の固定，ブロック塀の倒壊防止対策
- コ 住宅等の耐震診断と耐震改修
- サ 非常食，身の回り品の備蓄
- シ 過去の災害による教訓
- ス 地区防災計画の策定支援
- セ 避難所運営ゲーム（HUG）等を通じた避難所運営マニュアルの策定支援
- ソ 「Myまっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発
- タ 自動車へのこまめな満タン給油・充電
- チ 防災アプリ（CNSコネクト等）の活用

2 児童・生徒等に対する教育（危機管理部，教育委員会）

地震災害に関する基礎的知識及び災害予防，災害時の行動等の防災知識を児童生徒等に身に付けさせるために，防災教育を充実させ，学校教育等を通じて，防災教育の重要性の徹底を図るとともに，家庭において学校での学習内容の共有化を図る。

（1）方法

- ア 三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した総合的な学習
- イ 防災パンフレットの配布
- ウ 防災ビデオ等の上映
- エ 避難訓練，災害図上訓練~~及び防災井戸端教室~~の実施
- オ タウンウォッチング

（2）内容

- ア 地震，津波等に関する基礎知識
- イ 日頃の備えと心構え
- ウ 災害時の行動
- エ 危険箇所の確認
- オ 災害時要援護者に関する知識

3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部）

社会福祉施設等の職員等に対して，地震災害に関する基礎的知識の習得する機会を設け，災害時においても適切な対応が出来るよう，啓発を行う。

4 指定管理者に対する教育（危機管理部，各担当部）

指定管理者の施設の職員等に対して，地震災害に関する基礎的知識の習得する機会を設け，災害時においても適切な対応が出来るよう，啓発を行う。

5 市職員に対する啓発（危機管理部，総務部）

市職員に対して，地震発生時の応急対策に万全を期するため，研修会，講演会等により防災教育を行う。

また，災害時に迅速，的確な行動がとれるよう，災害時の行動マニュアル等を作成し，その内容について職員に周知徹底を図る。

その他、実際の災害対応の検証を行い、情報の共有化と災害対応能力の向上に努める。

(1) 方法

- ア 研修会等の職場研修
- イ 日常業務を通じての取組
- ウ 防災パンフレットの配布
- エ 防災講演会（研修会）の開催
- オ 災害図上訓練の実施
- カ 災害対応の検証

(2) 内容

- ア 南海トラフ地震及び津波に関する知識
- イ 市防災計画の内容
- ウ 市の地震防災対策の現状と課題
- エ 地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
- オ 職員の責務と役割

6 収容避難所の施設管理者等に対する教育（都市整備部）

収容避難所の施設管理者等に対して、地震発生時の避難所安全点検を迅速、的確に行えるよう研修を行う。また、避難所安全点検マニュアル等を作成し、その内容について周知を図る。

7 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部、地域振興部、健康福祉部、子ども政策部、上下水道局）

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、感染症対策用品、生活必需品等を最低3日分、可能な限り1週間分程度個人において備蓄しておくよう市民に広報する。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品については供給が困難となる場合が想定されることから、各家庭の事情に応じた備蓄をしておくよう市民に広報する。

また、県市の非常用物資の備蓄計画についても広報し周知を図る。

8 企業に対する啓発（危機管理部、産業振興部）

(1) 企業の防災体制の構築や、事業継続計画（BCP）の策定について周知を図るほか、地域の防災訓練への参加を促進する。

また、地震の発生に伴う帰宅困難時に備え、事業所等においても備蓄に努めるよう広報を行う。

(2) 市、商工会議所が連携し、中小企業等に対し、防災・減災対策の普及啓発を行い、事業継続力強化計画の策定を支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 防災研修会の開催

防災意識の向上を図るため、地域において防災研修会等の啓発の機会を設けるように努める。

2 防災講演会（研修会）への積極的な参加

地震災害に備え、市等が実施する防災講演会等へ積極的に参加し防災知識の習得に努める。

3 災害教訓の伝承

過去の地震災害から得られた教訓を伝承することにより、世代を越えた防災知識の向上に努める。

第12節 防災訓練計画

第1項 計画の主旨

地震や津波の被害を未然に防止し又は最小限に止めるためには、市をはじめ各防災関係機関及び市民が連携して防災活動を行うことが必要となるため、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した総合防災訓練を実施する。

また、地域の防災力を高めるため、市民や自主防災組織による防災訓練の実施を促進する。

第2項 市が実施する対策

訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。

1 総合防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

南海トラフ地震等の大規模地震を想定して、市対策本部各班、各防災関係機関及び市民の参加のもとに、災害発生状況、津波警報、避難状況、避難者情報等の情報収集伝達、本部運営、消火、水防、水門等の閉鎖、津波避難誘導、救助、災害警備、応急復旧など様々な訓練を合同で実施する。

2 地域地震防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び地域の防災力の強化を図るため、当該地域の特性を考慮し、多数の市民の参加による、初期消火、救助、津波避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

3 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部）

（1）非常通信訓練

災害により有線通信系に支障が生じた場合を想定して、無線通信訓練を実施する。

（2）安否確認訓練

ア 地震発生時、津波警報発表時に迅速な応急対策を実施するためには、職員の早期参集が重要であるため、職員メールアンケート機能を用いて、非常参集訓練を実施して参集方法、連絡体制、災害情報の収集方法等の定着を図る。

イ 避難者や住民等の安否に関する情報を迅速かつ的確に収集・整理するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用した訓練を実施する。

（3）災害図上訓練

地震被害を想定したうえで、図上訓練を実施する。訓練に際しては、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図る。

応急対応の進め方をシミュレーションすることにより、職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

(4) 津波警報等の情報収集，伝達訓練

津波警報発表時を想定したうえで，情報収集・伝達の訓練を行い，職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

3 防災訓練の検証（危機管理部，各担当部，消防本部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い，防災対策の課題等を明らかにするとともに，必要に応じ防災対策の改善措置を講じ，災害対応力を高める。

4 Jアラート受信訓練（危機管理部，消防本部）

国のJアラート受信訓練の際に，同報無線，コミュニティFM，庁内放送を利用した放送訓練を行う。

また，地震災害を想定した緊急地震速報を受信した際の行動訓練が実施された際は，「いのちの鐘」など，津波避難を想定した訓練を同時に実施するよう努める。

5 市民が実施する防災訓練への支援（危機管理部，消防本部）

自主防災組織，自治会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって実施する防災訓練について，協力を行う。

6 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援

（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会）

土砂災害防止法に基づき，避難確保計画の策定が義務付けられた施設については，同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから，訓練に対する支援を実施する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地域の防災訓練

自主防災組織，自治会，地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって，当該地域の特性を考慮し，近隣多数の市民の参加による，初期消火，救助，津波避難誘導，避難所運営等の訓練を実施する。

また，訓練には，災害時要援護者等や女性が参画するよう努める。

2 事業所等の防災訓練

高層建築物，大規模店舗，娯楽施設，宿泊施設，病院，工場等事業所及び施設を管理し，又は運営するものは，災害の拡大を防止するため，定期的に通報・連絡訓練，消火訓練，避難訓練，救急・救助訓練等を内容とした防災訓練の実施に努める。

第4項 防災関係機関が実施する対策

1 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は，地震等自然災害時にその機能が十分発揮できるよう，市が行う防災訓練に協力するほか，固有の防災活動に応じた情報伝達，消火，救出救助，避難誘導，水防，動員配備等の訓練を適宜実施し，機能の向上に努める。

第13節 災害時要援護者対策計画

第1項 計画の主旨

近年の災害では、大規模地震災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の災害時要援護者の犠牲者が多くなっている対策の推進が迫られている。災害時要援護者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制整備に努める。

第2項 災害時要援護者の定義の沿革と本市における定義付け

国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（「要配慮者」）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（自ら避難することが困難な人）を「避難行動要支援者」とすることとされた。

また、「避難行動要支援者」に関しては、名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を地方自治体に義務付けることなどが規定されるなか、“既に災害時要援護者名簿を作成済みの地方自治体においては、その名簿を目的の範囲内で活用することも可能”とされることから、本市においては、「避難行動要支援者名簿」に替えて、「災害時要援護者名簿」、並びに「災害時要援護者」の名称を継続する。

第3項 市が実施する対策

市は、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

1 災害時要援護者に対する対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部）

市は、基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。

（1）高齢者や障がい者等の状況把握

市は、鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱（平成21年1月6日告示第5号）第1条の規定に基づき、一人暮らしの高齢者又は障がい者等が、災害時等における地域での支援を受けるための仕組みを整備することに努める。

（2）災害時要援護者名簿作成

市は、基本法第49条の10及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱第5条